

答え合わせ・解説

問1	答え 1 社会権	18世紀や19世紀の憲法では、国家が個人の活動を制限しない「自由権」が重視されてきました。しかし、資本主義の発展により貧富の差や労働問題が深刻化したため、20世紀に入りドイツのワイマール憲法において、国家が積極的に国民の生活を支えるための「社会権」が初めて認められるようになりました。
問2	答え 1 居住・移転の自由および職業選択の自由	自由権は、国家からの干渉を受けない権利を指します。思想・良心の自由、学問の自由、表現の自由は、人間の内面的な活動や情報の発信に関わるため「精神の自由」に分類されます。これに対し、どこに住むか、どのような仕事に就くかといった事柄は、個人の生活の基盤となる経済的な側面が強いため、「経済の自由」として区別されます。
問3	答え 1 憲法が定める無償とは原則として「授業料」を徴収しないことを指しており、教科書代は別途法律によって無償化されている。	最高裁判所の判例によると、憲法第26条第2項の「無償」とは、授業料を徴収しないことを意味すると解釈されています。教科書代については、憲法の規定そのものには含まれるわけではありませんが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」などに基づき、現在の公立・私立を含む義務教育段階の全児童・生徒に対して無償で配布されています。給食費や学用品代などは、原則として保護者の負担となります。
問4	答え 1 プライバシーの権利	現代社会では、コンピュータやインターネットの普及により個人の情報が容易に収集・拡散されるようになったため、憲法制定時には想定されていなかった新しい人権が必要となりました。この権利は、当初は「私生活を勝手に公開されない」という意味でしたが、現在では「自分の情報を自分でコントロールする権利」へと内容が発展しています。
問5	答え 1 自分の考えを文章や発言などの様々な形で外部に表現したり、発表したりする自由	第21条が保障する表現の自由には、個人の内面にある考えを言葉や文字、映像、芸術作品などを用いて他者に伝える活動が含まれます。これには新聞やテレビによる報道の自由も含まれており、独裁政治を防ぎ、国民が正しい判断を行うために不可欠なものとされています。他の選択肢は、罪刑法定主義（第31条等）、教育権、請願権に関する説明です。
問6	答え 2 家族の形態や父母の婚姻関係の有無によって、子供が差別的な扱いを受けることは法の下での平等に反するため	この判決では、子供が日本国籍を取得できるかどうかという重大な利益において、父母が法律上の婚姻関係にあるか否かという、子供自身の意思や努力ではどうにもできない事柄によって区別することは、合理的な理由のない差別にあたるとされました。これは、憲法第14条が禁じている「社会的身分」などによる差別に該当し、平等権を侵害しているという考え方が背景にあります。
問7	答え 1 プライバシーの権利	日本国憲法の制定当時には想定されていなかった、社会の変化とともに必要性が生じた「新しい人権」の一つです。当初は「私生活を公開されない権利」という意味でしたが、情報化が進んだ現代では「自分の情報をコントロールする権利」へと意味が拡大しています。
問8	答え 1 経済活動の自由	職業選択の自由は、居住・移転の自由などとともに、日本国憲法第22条で保障されている「経済活動の自由」の一つです。これは、個人が経済的に自立し、豊かな生活を送るための基盤となる重要な権利として位置づけられています。一方で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利などは「社会権」に分類され、これとは区別されます。
問9	答え 1 自白の強要を防止することで、冤罪（無実の罪）を防ぎ、個人の尊厳と刑事裁判における公平性を保つため。	黙秘権は、捜査機関が自白を得るために不当な圧力をかけることを防ぐために存在します。もし黙秘権がなければ、厳しい取り調べによって虚偽の自白が引き出され、冤罪を生む危険性が高まります。刑事裁判の原則である「疑わしきは被告人の利益に」という考え方に基づき、国家権力に対して個人の守るべき最低限の防御手段として保障されています。